

海老名市監査委員告示第 3 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づき、平成18年1月23日付で提出された海老名市職員措置請求について、同法第242条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を別紙のとおり公表する。

平成18年3月20日

海老名市監査委員 三田 弘道

海老名市監査委員 重田 保明

第1 請求の受付

1 請求人

(略)

(略)

2 請求の受理

本件措置請求は、所定の法定要件を具備しているものと認め、平成18年1月23日これを受理した。

3 請求の要旨

請求書に記載されている事項、請求人が提出した証拠書類及び請求人の陳述等から、請求の要旨を次のように解した。

(要旨)

平成16年4月1日付けで海老名市職員親睦会(以下「親睦会」という。)と海老名市長(以下「市長」という。)において、地方公務員法(以下「地公法」という。)第42条に規定する職員の保健、元気回復その他厚生を充実させるため、平成16年度福利厚生に関する委託契約(以下「委託契約」という。)が交わされ、年額700万円の委託金が支払われた。

しかし、以下に記載のとおり委託契約の不履行、会計処理において違法な行為と偽装があった。

(1) 契約書の第1条に規定されている事業で第6号に該当する事業がない。

(2) 親睦会の会計処理の中で個人負担金があり、これが予算及び決算の中に出てくるが、この会計処理は全くの偽装である。

予算表の事業額＝個人負担金＋予算額(会費等＋市委託金)は問題のない処理方法だと思うが、決算表の決算額＝個人負担金＋事業額(会費等＋市委託金)の処理方法には問題がある。決算表の決算額＝事業額(会費等＋市委託金)－個人負担金となるべきであり、決算において個人負担金を支出扱いするこの会計処理は粉飾決算処理である。

(3) 今回の請求の証拠書類として提出した資料－4で、個人負担金を除いて予算及び決算の会計処理を行なうと余剰金が発生する。

この余剰金は、契約書第3条及び第4条の履行をないがしろにし、明らかに他の親睦会事業に不当に使用したと言わざるを得ない。

(4) 予算表の事業額に含まれている個人負担金が決算表の事業額には含まれておらず、なぜこのような会計処理をしなければならなかったのかその理由を明らかにすること。また、予算額と決算額に1,000万円以上の差額が生じる予算編成の仕方は一般的には理解できないものであり、1,200万円以上の個人負担金をあてにして、1,000万円以上の繰越金を残すような会計は職員の福利厚生の目的にかなっていないとは到底いえない。福利厚生の目的が委託金によって達成されているかどうかを明らかにすることを求める。

海老名市長は、前記偽装な会計処理を速やかに是正させるとともに、市長はじめ関係者一同に対し必要な措置をとるよう要求する。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求書内容及び請求人の陳述、証拠書類から判断して、委託契約において

- (1) 契約の履行及びその確認に関して違法若しくは不当な行為があったか。
- (2) 海老名市が親睦会に対して支払った委託金の使途が契約に違反し、違法若しくは不当な公金の支出があったか。

以上により、市に損害を与えたかどうかを監査の対象とした。

なお、請求人から提出された資料-3の平成16年度予算及び平成16年度決算を検証したところ計数上の誤りは認められなかったが、予算の表の「事業額」の欄が「予算額」であり、「予算額」と表示されている欄と決算の表の「事業額」の欄はいずれも不必要なものであった。

親睦会の会計処理については、平成15年度からは個人負担金を予算決算に含めて計上することとなったが、平成14年度までは、個人負担金を予算に含めず、別途決算報告をしてきた経緯があり、資料-3の表は事業執行の参考資料として引き続いて作成されたものである。

平成16年度の事業については、平成17年度の親睦会の総会で、事業報告書と収支決算書が議案として提出され議決を得ている。このため、請求人からの個人負担金の会計処理の粉飾の主張については、監査の対象から除外した。

予算額と決算額の差額を剰余金の発生とみる請求人の主張については、予算は一会計年度における収入支出の見積であり、決算は執行の結果であって、この差額は予算の適正な執行の有無が確認されることになるが、剰余金とはみなされない。

また、1千万円以上の繰越金を残す会計処理が、職員の福利厚生を目的にかなっていないとする主張については、いずれも親睦会の団体としての事業運営にかかる事項であり、監査の対象から除外した。

2 監査対象部局等

総務部 職員課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法(以下「法」という。)第242条第6項の規定に基づき、平成18年2月1日に陳述の機会を設け、その際、新たな証拠として、「海老名市職員親睦会規約」が提出された。

4 請求人の証拠書類(資料-4以外は写し)

資料-1 平成16年度福利厚生事業に関する委託契約執行伺い(起案文書)

海老名市職員の福利厚生に関する事業委託契約書

資料-2 平成16年度福利厚生事業に関する委託について(起案文書)

資料-3 福利厚生事業実施報告書

資料-4 平成16年度委託金対象事業

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

請求について監査した結果、次の事実が確認できた。

(1) 委託契約について

委託契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約により、平成16年4月1日付けで締結されている。

(2) 支出手続き

支出手続きは、法第232条の3及び海老名市予算決算会計規則第64条の規定に基づき平成16年4月1日に支出負担行為を行い、平成16年6月18日に支出している。

(3) 同事業については、平成17年5月27日実施報告書により事業が完了している。

2 監査委員の判断

本件措置請求については、監査委員の合議により次のように決定した。

今回の措置請求にかかる「平成16年度福利厚生に関する事業委託について」は契約どおりの履行がされており、違法若しくは不当な委託金の会計処理を行い、市に損害を与えたという事実はなく、本請求には理由がないものと判断する。

判断に至った理由は以下のとおりである。

「理 由」

地方公共団体は、地公法第42条の規定により、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないとされている。そのため、市では、海老名市職員の福利厚生に関する事業を年額 700 万円をもって親睦会に委託することにより、厚生制度実施義務を果たしている。

委託金の 700 万円については、委託契約書第1条の各号に掲げられた事業に用途が特定されている。また、市に提出された福利厚生事業実施報告書の平成16年度事業決算支出内容を調査したところ、委託金は契約書の事業内容に相当した事業に充当され、事業の決算額は委託金を上回っていることから、他の事業に使われたという証拠はない。

請求人は契約書の第1条第6号に該当する事業がなく、契約不履行と主張しているが、第6号は、第1号から5号以外に福利厚生事業が生じた場合に対処するための条項であり、また、第6号に該当する事業を実施しなかったこと自体に違法性はなく、このことにより市に損害が生じた事実もない。

次に、親睦会の事業における個人負担金について、対象とする事業は、厚生費では宿泊施設事業及びバスツアー、文化活動費では各種セミナーの開催、コンサート・ミュージカルのチケットの斡旋である。これらの事業は、定員があり、希望者全員が参加できないため、受益と機会の平等の観点から負担金が徴収されている。

上記の事業は、宿泊施設並びに娯楽施設等との契約により請負金額や購入価格が決定され、この契約金額の範囲で個人負担金の額が設定される。したがって、施設ごとに契約金額が異なり、個人負担金も同額ではない。

請求人の指摘する厚生費の中の宿泊施設事業については、親睦会が企画し、それらの施設を斡旋する旅行会社と契約し、会員の中から参加者を募り実施している。参加者は負担金を親睦会に納め、親睦会はこの個人負担金と契約金額の差額分を会費と委託費から支出し契約金

の総額を旅行会社に支払っている。平成16年度事業決算支出内容によると、本事業における決算額は22,257,573円で、個人負担金11,306,891円、会費等9,210,682円、委託金1,740,000円が充てられている。

対象事業に対する個人負担金の負担率については、事業内容、予算等を考慮し、概ね事業費の3割から6割程度を目安としており、負担については福利厚生事業の目的を逸脱しているとは言えない。

以上のとおり、今回の「平成16年度福利厚生に関する事業委託について」は、契約違反を行い、違法若しくは不当な公金の支出に該当し、市に損害を与えたという事実はなく、本件監査措置請求は、理由のないものと判断した。

「付言」

委託金については、厳しい財政状況等を勘案し、年々見直しが行われているところであるが、市は職員の福利厚生事業について、地方公共団体としての使用者責任を果たす一方で、今後も市民の理解が得られるよう、親睦会に対してより効率的で適正な事業の執行を働きかけるなど、常に時代に適応した制度への見直しを図ることを期待する。